

監 査 公 告

米沢市職員措置請求に基づく監査結果の公表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成28年12月1日付けで提出された監査請求について、同法同条第4項の規定により監査を行ったので、同法同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年2月7日

米沢市監査委員 大 澤 悦 範

米沢市監査委員 工 藤 正 雄



米沢市職員措置請求
に係る監査結果報告書

(平成28年12月 1日 【住監第5号】)

米沢市監査委員

第1 請求のあった日

平成28年12月1日

第2 請求人

米沢市

米沢市

第3 請求の要旨

米沢市職員措置請求書

1 請求の要旨

イ. 対象職員

- ・市長 中川勝 ・前建設部長
- ・前建築住宅課長
- ・前建築住宅課長補佐兼建築係長
- ・前市長 安部三十郎

ロ. 財務会計上の行為

① 米沢市は平成27年度の平成27年9月2日定例会第66・67・68号議案として上程された、新文化複合施設新設建築・機械設備・電気工事請負契約の一部変更契約について、原案通り可決された結果、30,341,520円の増額がなされ工期が平成27年12月10日から平成28年3月15日に延長され公金が支払われている。(証-1)

② 工種毎の増額の内訳 (証-2)

「1 66号議案新文化複合施設新設建築工事」11,192,040円

工期延長分 12,260,000円 冬期養生費等 10,125,000円(11,192,500円)

(談合では合計額の2分の1を双方で負担としているが差額の理由は不明)

「2 67号議案新文化複合施設新設機械設備工事」11,344,320円

工期延長分 9,369,000円 冬期養生費等 1,976,000円(11,345,000円)

「3 68号議案新文化複合施設新設電気設備工事」7,805,160円

工期延長分 6,389,000円 冬期養生費等 1,416,000円(7,805,000円)

ハ. 違法性及び不当の理由

① 本件で冬期養生費等として3工種計13,517,000円が新たに計上されているが、当局が不正にまちづくり交付金を受けるために隠蔽した地下埋設障害物の撤去工事前に作成された工程表からもあきらかなように、当初の契約に2度の冬期間の養生費は含まれていた。(証-3)

② 地下埋設障害物の撤去工事に伴い、平成27年1月臨時議会で承認された工程表からも明らかなように、工事着工後最初の冬期間は工事が中止となり、冬

期間の養生費等の費用は発生していない。(証-4)

- ③ 平成 27 年 9 月 2 日の議会で新たに冬季養生費等が追加されるには、前期の工事中止期間に相当する冬季養生費等の減額変更契約がなされた後でなければ、経費の 2 重払いとなる。

減額の議案は上程されていなかった。

- ④ 前市長安部三十郎は、2 か月後に行われる市長選を有利に進めるため、議会に行政の監視能力がないことに目を付け、冬季養生費等を 2 重に支払うことによって公金を使った買収を行った疑いがある。(証-5)

二 米沢市の損害

- ① 議第 66・67・68 号の工事請負契約の一部変更契約金合計の内
冬季養生費等の合計額(平成 27 年 8 月 20 日総務文教常任委員会協議会資料
1、2)②必要経費の算出と負担割合。建設工事は 50%) 金 8,454,500 円

ホ 求める措置

- ① 中川勝市長は、前市長安部三十郎が平成 27 年 9 月 2 日臨時議会で上程した、議第 66・67・68 号の承認によって支払われた金 8,454,500 円を前市長安部三十郎に弁済を求めるか、不当に支払われた金 8,454,500 円を工事受注者に返還を求めよ。

第 4 請求の受理

本監査請求は、平成 28 年 12 月 1 日に受付し内容を確認したところ、補正が必要と認められたため、請求人に対し平成 28 年 12 月 5 日に補正を求めたところ平成 28 年 12 月 7 日に請求人より補正書の提出がなされた。地方自治法第 24 条の 2 の所定の要件を備えているものと認め、同日付けで受理した。

第 5 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求書の記載内容等から、本件住民監査請求の本旨を新文化複合施設新設工事に係る建築・機械設備・電気設備工事請負契約の平成 27 年 9 月定例会に上程され、可決された議第 66・67・68 号の一部変更契約の中で、冬季養生費等に係る経費について追加計上されているが、工事一時中止期間に相当する期間の冬季養生費等を減額変更契約したあとでなければ、冬季養生費等の 2 重払いに該当することから、その不当支払額部分について、前市長又は工事受注者に返還を求めているものと判断して、監査対象事項を次のように整理した。

ア 米沢市新文化複合施設新設建築物・機械設備工事・電気設備工事各請負契約における冬期養生費等は工事一時中止期間が冬期間に掛かった場合、減額変更の対象となる経費であるかどうか。

イ 冬期養生費等の2重払いに該当するかどうか。

2 監査対象部課

建設部 都市整備課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 26 日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人陳述に際して、証拠の追加提出があり請求内容の補足説明がなされた。

4 監査対象課の陳述

監査対象課の陳述については、日程の調整がつかなかったため文書により提出を受けた。

5 監査対象課に対する調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象課に対し平成 29 年 1 月 10 日に聴き取り調査を行った。

第 6 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 契約について

新文化複合施設新設工事契約の当初契約については以下のとおりである。

① 米沢市新文化複合施設新設建築物

請負代金 1,971,900,000 円(消費税込)

工期 平成 25 年 9 月 9 日～平成 27 年 3 月 20 日

請負業者 金子・網代・白井特定建設工事共同企業体

② 米沢市新文化複合施設新設機械設備工事

請負代金 351,750,000 円(消費税込)

工期 平成 25 年 9 月 27 日～平成 27 年 3 月 20 日

請負業者 黒澤・情野特定建設工事共同企業体

③ 米沢市新文化複合施設新設電気設備工事

請負代金 288,750,000 円(消費税込)

工 期 平成 25 年 9 月 27 日～平成 27 年 3 月 20 日

請負業者 東北電化・カハ電工特定建設工事共同企業体

以上について、総価請負契約にて、各工事受注者(共同企業体)と契約している。なお、総価請負契約であることから、契約額の変更は米沢市建設工事請負契約約款に基づくものであることを聴取等で確認した。

(2) 冬期養生費等について

米沢市新文化複合施設新設工事の各当初契約における冬期養生費等については、冬期対策用の経費で除雪費・暖房費・燃料代等が対象となっていること又冬期養生費等は工事費における共通仮設費に含まれること、そして季節的にみて冬期間が 2 回含まれることは、請求人への質問及び監査対象課調査での聴取から、請求人及び監査対象課の共通の認識であると確認した。

(3) 設計図書等の施工条件に冬期間に関する具体的条件(降雪量・積雪深等)の揭示について

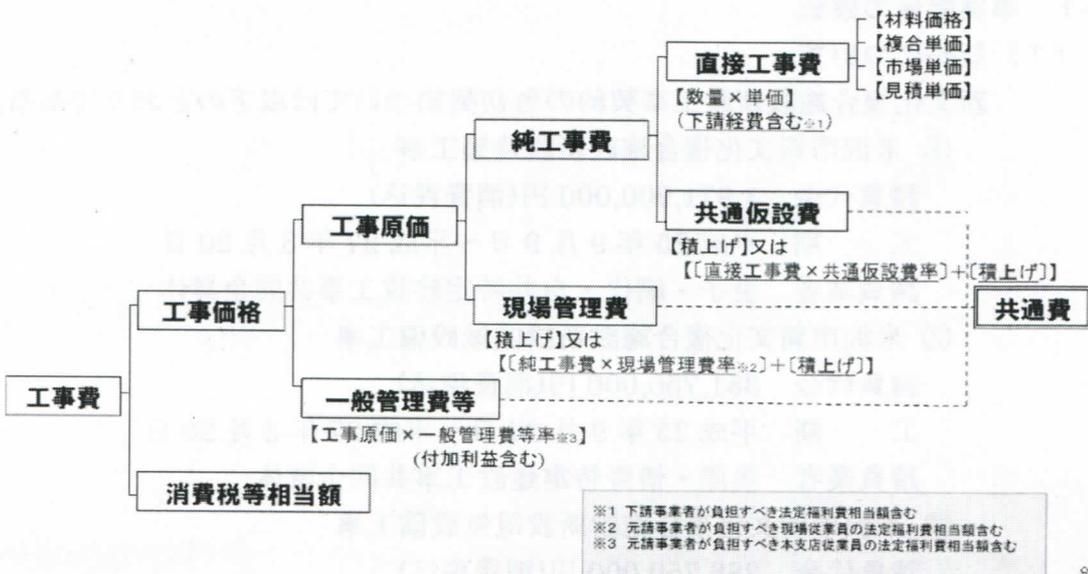
施工条件には冬期間に関する具体的条件について示していないことを聴取等から確認した。

(4) 工事費の構成・算定について

全国の自治体が用いる公共建築工事の工事費の構成・算定については、公表されている国土交通省の公共建築工事積算基準を基本としている。

図(国土交通省「公共建築工事積算基準の解説」から掲載)

※「公共建築工事積算基準」より



直接工事費の算定については、『積み上げ』による算定を基本とする。事実関係の確認(2)において、冬期養生費等は共通仮設費の項目に含まれるものと確認した。共通仮設費の算定は、図で記載されているようにすべての項目を『積み上げ』により算定する方法又は直接工事費に対する比率を用いての算定分に加え一部の項目について積み上げにより算定する方法(以下「共通仮設費率を用いて算定する方法」という。)があり、米沢市は通常「共通仮設費率を用いて算定する方法」を用いている。なお、共通費の他経費である『現場管理費』及び『一般管理費』の算定については、図に記載されているとおりであるが、米沢市は通常、比率による方法を用いている。

新文化複合施設新設建築工事・機械設備工事・電気設備工事に係る共通費の算定においても、各比率を用いて算定する方法を用いたことを聴取等により確認した。

冬期養生費等は、「共通仮設費率を用いて算定する方法」を用いて共通仮設費を算定する場合、基本的には『積み上げ』算定分の項目となっている。

ただし、米沢市は共通仮設費の算定において、共通仮設費率に『冬期補正』を行い、直接工事費に対する比率で算定する方法で共通仮設費に冬期養生費等を含ませている。他の建設工事においても同様な方法を用いてきている。

また、本工事に限らず冬期養生費等の算定について業者から質問があった場合は、共通仮設費率に冬期補正していることを回答してきている。

冬期養生費等を含む共通仮設費の算定式は次のとおりとなる。

共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率(冬期補正分含む)＋冬期養生費等
を除く積み上げ算定該当項目分

共通仮設費率は次の算定式により算出される。

共通仮設費率(%)＝定数×直接工事費^α(千円)×工期^β(か月)

なお、α及びβは乗数値である。

これらの算式から直接工事費に対する比率により算定された金額の変更は、設計変更等による直接工事費の変更又は工期の変更が発生した場合にいずれか又は両方によるものとなる。

また、設計図書等における施工条件に冬期間に関する具体的条件を示しておらず、冬期間の費用の発生状況により金額変更の対象とはならないことを聴取等により確認した。

(5) 工事一時中止の期間・理由について

米沢市新文化複合施設新設建設工事において、地盤改良中、大規模な地中残存物が確認され、その除去工事のため、工事が次のとおり工事一時中止となった。

① 新文化複合施設新設建築工事

期間 平成 26 年 1 月 15 日～平成 26 年 3 月 24 日

一時中止の範囲 複合施設棟の木工事における外部杉素材の伐採加工等及び、駐車場棟の設計等を除く工事の範囲

② 新文化複合施設新設機械設備工事(通知書 3 通)

期間 平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 5 月 15 日

一時中止の範囲 全部中止

③ 新文化複合施設新設電気設備工事(通知書 3 通)

期間 平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 5 月 15 日

一時中止の範囲 全部中止

以上、米沢市建設工事請負契約約款第 22 条により建築・機械・電気の工事受注者に対して、発注者の中止命令を通知していることを確認した。

(6) 工事一時中止の場合の米沢市建設工事請負契約約款の規定について

米沢市建設工事請負契約約款第 22 条に規定されている。

第 1 項及び第 2 項については、受注者の責めに帰することができない事由によって発注者が工事中止する場合における、通知義務についての規定である。

第 3 項の条文は以下に記載する。

米沢市建設工事請負契約約款第 22 条第 3 項

『発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは費用を負担しなければならない。』と規定されている。

公表されている国土交通省の『公共工事標準請負契約約款の解説』から第 3 項の主旨の一部を次に記載する。『必要があると認められるとき』について、「客観的状況によるものとされ、発注者又は受注者が認めるときを意味するものではないこと。」また『請負代金額を変更』については、「契約内容の変更による契約書金額の変更である。契約内容の変更は、通常、設計図書の変更(工事目的物の構造、仕様等の変更、施工方法等の新規指定、施工方法等の指定変更等)や設計図書が当然の前提としている事項の著しい変化を意味することから、請負代金額の変更は、設計図書の変更又は設計図書が前提としている事項の著しい変化によるものを対象とすることとなる。」

また、平成 26 年 2 月 25 日開催の市政協議会において当時の建築住宅課長が工事費について次のとおり議会に説明している。(議会議事録要約掲載)

『一時中止した期間がスライドすることになるが、一時中止期間を除く工期に変更ないため、共通仮設費・現場管理費・一般管理費には変わらない。

しかし、一時中止期間を除く工期より工期が延長となった場合、延長期間における経費分が増加経費となる。また一時中止期間における現場維持費用等も別に追加費用となる』との説明を行っている。

そのことにより、今回の工事一時中止期間における増加経費をみると、工事一時中止期間の現場維持費分が増加経費として追加されている。

なお、国土交通省の公共建築工事積算基準等資料には、『工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期は、工事一時中止を理由に工事延伸する期間を含まない。』（要約）と記載されている。

(7) 平成 27 年 9 月定例会上程議案について

議案の内容については、請求人の事実証明書及び議案書から以下のとおり確認した。

①議第 66 号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更について

上程理由

米沢市新文化複合施設新設建築工事の完成工期について、平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 3 月 15 日に延長するほか、契約工期が延長することに伴い現場管理費や冬期養生費等が新たに発生することから、契約変更したい為。

完成工期 平成 28 年 3 月 15 日

契約金額 2,130,391,080 円から 2,141,583,120 円に 11,192,040 円増額する。

②議第 67 号米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の一部変更について

上程理由

主体工事である建築工事の工期延長に伴い、完成工期を平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 3 月 15 日に延長するほか、契約工期が延長することに伴い現場管理費や冬期養生費等が新たに発生することから、契約変更したい為。

完成工期 平成 28 年 3 月 15 日

契約金額 371,406,000 円から 382,750,320 円に 11,344,320 円増額する。

③議第 68 号米沢市新文化複合施設新設電気設備工事請負契約の一部変更について

上程理由

主体工事である建築工事の工期延長に伴い、完成工期を平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 3 月 15 日に延長するほか、契約工期が延長することに伴い現場管理費や冬期養生費等が新たに発生することから、契約変更したい為。

完成工期 平成 28 年 3 月 15 日

契約金額 294,814,200 円から 302,619,360 円に 7,805,160 円増額する。

以上 3 件である。

2 監査対象事項に対する検討

以上のように事実関係の確認、監査対象課調査に基づき、本件住民監査請求について、次のように検討を行った。

- (1) 米沢市新文化複合施設新設建築工事・機械設備工事・電気設備工事各請負契約における冬期養生費等は、工事一時中止期間が冬期間に掛かった場合、金額変更の対象となる経費であるかどうか

① 新文化複合施設新設建設工事契約の契約方式について

新文化複合施設新設建築・機械設備・電気設備工事請負契約については、事実関係の確認(1)で確認した総価請負契約で契約されていた。この契約方式は米沢市で一般的に用いられている契約方式であり、他自治体でも広く用いられている方式である。

総価請負契約は、受注者が建設工事を工種ごとの単価を決めて行う契約ではなく、工事費総額のみの金額で契約を行うものである。そのため、契約締結後に設計変更や工期変更等で当初の契約条件が変わらない限り、実際に工事に要した費用が契約額を超えた場合であっても発注者から追加の支払いはなく、また契約額を超えない場合には、その金額分を発注者へ返還しなくても良い契約である。

② 工事一時中止期間の工事費に係る米沢市建設工事請負契約約款の規定について

工事一時中止期間の工事費の変更については、事実関係の確認(6)に記載しているとおり、米沢市建設工事請負契約約款第 22 条第 3 項に規定され、発注者が工事を中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更できるとされており、請負代金額の変更については、通常の場合、設計図書の変更又は設計図書が前提としている事項の著しい変化によるものを対象にしている。

新文化複合施設新設工事の工事一時中止の理由は、事実関係の確認(5)で確認しているが、地中残存物の解体撤去のためであり、受注者の責めに帰することができない事由によるものである。このことから、設計図書等の変更が主因である工事一時中止ではないことが認められる。

そのため、今回の工事一時中止の理由をもって新文化複合施設新設工事の各工事当初契約額の変更は基本的にはないものと認められる。

また、事実関係の確認(3)から、施工条件に冬期間に関する具体的条件を示していないことから、施工条件の変更による契約額変更の対象とはならないものと認められる。

ただし、工事一時中止期間の現場維持費用分の追加及び工事一時中止期間を除く工期の延長があったことから、新文化複合施設新設工事における変更契約で追加計上され共通費が変更となっていることは、米沢市建設工事請負契約約款の規定に基づくもので適正である。

③ 冬期養生費等の金額変更について

建築・機械設備・電気設備工事費の算定において、事実関係の確認(4)で確認しているとおり、冬期養生費等は、直接工事費に対する比率により共通仮設費に含ませている。

この算定方法を用いた場合、比率で算定される金額については、直接工事費又は工期に変更があった場合、金額変更が発生するものであり、反対に直接工事費又は工期に変更がなければ、金額の変更はないものであると判断される。

また、本工事に限らず冬期養生費等の算定方法については、質問書に対し回答する方式により業者に周知しており、冬期養生費等の算定方法については、本工事において受注者も疑義なく契約していたものと理解できる。

以上のことから前段②でも述べてあるが、共通費の変更については、一時中止期間における現場維持費用の追加及び工事一時中止期間を除く工期の延長があった場合等で行っており、算定方法からも適正であるものと認められる。

④ (1) の結論

①、②、③の検討から、一時中止期間が冬期間に掛かったことで冬期養生費等の発生がないことから、請求人が主張する冬期養生費等の減額変更契約が必要であることについては、金額変更の対象ではなく、減額変更契約は必要ないものと判断する。

(2) 冬期養生費等の2重払いに該当するかどうかについて

監査対象事項に対する検討(1)で減額変更契約は必要ないものと判断した。ま

た、平成 27 年 9 月 2 日に上程され可決された議案 3 件については、事実関係の確認(7)のとおり、新たな工期延長による追加経費分となるものであるから、2 重払いには該当しないものと判断する。

また、2 重払いには該当しないことから、請求人が主張する買収をおこなった疑いがあることについては、理由はないものと判断する。

第 7 結論

以上の「事実関係の確認」と「監査対象事項に対する検討」の結果に基づき、本監査委員は次のとおり結論する。

本件請求については棄却する。